

## 練馬区地域福祉計画推進委員会 第3期第3回権利擁護部会

1 日 時 令和6年3月15日(金)午後14時00分～15時10分

2 場 所 練馬区役所19階 1905会議室

3 出席者

**【委員】**

上山部会員、石川部会員、柿島部会員、横井部会員、轡田部委員、酒井部会員、佐藤部会員(以上7名)

**【区出席者】**

福祉部管理課長、高齢者支援課長、障害者施策推進課長、保健予防課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 開会

(2) 次期地域福祉計画策定にかかる調査結果報告(速報版)

(3) 練馬区の権利擁護支援に関する現状と課題(案)

(4) 令和6年度 権利擁護支援事業拡大について

(5) 閉会

部会長 それでは、定刻となりましたので、これより練馬区地域福祉計画推進委員会第3期第3回権利擁護部会を開催いたします。本日、部会長が欠席のため副部会長が進行を務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、委員の出席状況、会議の情報公開と傍聴についてご報告をお願いいたします。

事務局 本日の部会員の出席状況についてご報告いたします。現在、7名の部会員にご出席いただいております。

また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方はいらっしゃいません。

会議録については、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、皆様にメール等でお送りいたしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。以上です。

副部会長 ありがとうございます。

つぎに、本日出席の区職員の自己紹介をお願いいたします。

(区職員自己紹介)

副部会長 ありがとうございます。つぎに、本日の議題に入る前に配付資料の確認をお願いいたします。

事務局 配付資料の確認をさせていただきます。今回、事前に資料の方をお送りできずに申し訳ございませんでした。机前にお渡ししてあります資料を確認させていただきます。

(資料確認)

副部会長 それでは、次第2「次期地域福祉計画策定にかかる調査結果報告」に移ります。調査結果報告と併せて、次第3「練馬区の権利擁護支援に関する現状と課題」につい

て、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料1をご覧ください。次期地域福祉計画策定にかかる調査結果報告を速報版としてお渡ししております。部会員の皆様にもご協力いただき、地域福祉活動等に関する情報や意向などを伺って計画に反映するために調査を実施いたしました。調査の概要は、区民ニーズ調査が区在住の18歳以上の方、地域福祉関係団体調査は町会・自治会、老人クラブや障害者団体の皆様に行った調査、関係者調査が民生・児童委員、保護司、更生保護女性会の皆様で、部会員の皆様にも、こちらの調査にご協力いただきました。

回収率は3番にありますように、全体で44%となりました。前回の区民意識意向調査に比べ回収率としては上がっている状況です。

続いて、2、3ページで本人の特性についてまとめています。性別については、女性の方の回答者が多かったところですが。年齢については、下の表にありますように、50歳代が最も多く、40歳代、60歳代、70歳代の順になっています。世帯構成については、夫婦と子どもの二世帯同居の世代が最も多く、夫婦のみ、一人暮らし世帯の順になっています。お住まいの地域については、郵便番号が177の地域の方が最も多くなっています。

続いて、資料2 現状と課題について説明いたします。2ページから基礎数値となっており、区全体の数値の方をまとめています。

1つ目のグラフが、練馬区の将来推計人口です。大江戸線延伸を考慮した人口推計では、令和6年度では74万1千人のところ、約25年後の令和30年に約78万人に達し、その後、減少に転じる見込みとなります。年齢構成比の推移は、0歳～14歳、15歳～64歳は低下し、65歳以上の高齢者人口、75歳以上の後期高齢者人口が上昇していくという状況になっています。

続いて3ページ、要介護認定者の推移についてです。要介護認定者は緩やかに増加する見込みとなっています。要介護認定者のうち、何らかの認知症の症状がある方が8割を占めており、半数の方が見守り等の日常生活上の支援を必要とするという状況です。

続いて、高齢者の世帯構成の推移です。令和32年には単身高齢者の割合が50%を超える見込みです。

続いて4ページ、障害者手帳の保持者数の状況についてです。徐々に増加しておりまして、平成30年から令和4年の5か年で7.4%の増加となります。特に精神障害者が増えているという状況です。

続いて、生活保護の推移です。高齢者世帯、障害者世帯が増加しているという状況です。

最後に5ページ、18歳未満の家族のいるひとり親世帯の世帯数です。平成17年～22年にかけて世帯が増加したものの、平成22年から令和2年にかけては減少しているという状況です。

続いて、6ページから現状と課題をまとめています。まず、地域福祉計画の調査結果を抜粋して載せています。

(1) 将来への備えの不安について、グラフにありますように、「判断能力が低下したときの生活のこと」が最も多く、続いて、「急な入院や施設への入所」「預貯金や生活費の管理のこと」が多くなっております。関係団体や関係者の方に伺った調査でも、活動の中でどのような相談が多いかという質問に対して、入院、施設への入所のことと回答されている方が最も多くなっています。

(2) 亡くなった後の不安なことについては、「遺品整理に関すること」、「公共料金等の解約のこと」、「葬儀やお墓に関すること」となっています。

(3) 将来の不安などを相談したい相手について、最も多い回答が「専門職」、次いで「身近な支援機関」となっています。

続いて、成年後見制度の認知度について伺っています。法定後見制度、任意後見制度について「言葉を知っている」と回答した方が、それぞれ71.5%、55.8%となっていますが、「内容も知っている」と回答した方は30%前後となっています。

続いて、制度の利用意向を伺っています。法定後見制度、任意後見制度の利用意向については、「わからない」が最も多く60%を超えています。制度の内容を知っている方が少ないために、利用したい・したくないという判断が難しくなっていると考えられます。また、「利用したくない」が「利用したい」を上回っており、利用したくない理由として最も多い回答が「家族などが支援してくれるから」、次いで「後見人に財産管理などを任せるのが不安だから」、「申立費用や報酬の支払いが負担だから」という結果となっています。

続いて、身近に支援してもらえる親族がいない場合にどういう人に支援してほしいかを伺ったところ、「身近な支援機関」、「専門職」という状況となっています。

続いて、現在練馬区で行っている主な事業と実績を掲載しています。

1 成年後見制度の相談については、令和2年度から4年度にかけて増加しています。また、ネットワーク連絡会や検討支援会議などを練馬区社協が開催しています。

2 法人後見や市民後見人等の活用支援として、練馬区社協での法人後見の受任、市民後見人養成講座の実施や市民後見人の後見監督人の受任、また、親族後見人への支援として、ねりま後見人ネットだよりを発行しています。個別相談についても、累計で680件寄せられているという状況です。

3 権利擁護支援事業の充実としましては、地域福祉権利擁護事業および財産保全・手続代行サービス事業を行っています。

4 その他で、成年後見人等に対する報酬助成を区で行っています。

続いて、国の動向としまして、第二期成年後見制度利用促進基本計画において、区に求められている推進事業を記載しています。

1点目、任意後見制度の利用促進。市区町村および中核機関において、地域連携ネットワークを生かした制度の周知・相談の仕組みづくりを担うとされています。

2点目、市民後見人の活躍の場の促進。市民後見人養成研修修了者の活用の受入先の拡大等を行う仕組みづくりを進めることとされています。

3点目、成年後見制度利用支援事業の推進。区長申立以外の本人や親族による申立の費用や報酬ならびに後見監督人の報酬などの助成の制度が期待されるとなっています。

こうした調査の結果や現状、また、国が求めているものから、練馬区の課題として10ページ目にまとめています。

1点目、成年後見制度がどのような制度か調査結果にありましたように、内容まで知っている方は30%前後ということで、制度の認知度に課題があるということです。今後、認知度高齢者や障害のある方の増加に伴い、法定後見、任意後見ともに利用が必要な方が増加すると見込まれます。制度を正しく理解し、必要な方が安心して利用できるよう、中核

機関が中心となり、行政機関や専門職団体だけでなく、町会・自治会等の地域団体、金融機関等の民間団体と連携して普及・啓発及びネットワークの強化を図っていく必要があると考えます。

2点目で、成年後見制度を「利用したい」と回答した人が、法定後見・任意後見それぞれ11.3%、15.6%と低い数値になっています。「利用したくない」と回答した方の理由として、家族などによる支援を望む方や後見人に財産管理等を任せることに不安を感じている方が多いという状況に対して、支援者となる家族などが安心して制度を利用できるように支援の充実を図ること、また、後見人選任に対する不安解消の一つとして、後見人候補者の選択肢を増やして候補者の充実を図るため、法人後見を実施する団体への財政的支援、市民後見人の活用を含めて人的支援を検討していく必要があると考えます。

3点目、将来への備えについて、判断能力が低下したときの生活、急な入院や施設への入所に関して不安を感じている方が多いという状況です。判断能力が低下する前にあらかじめ契約し、もしもに備えられるサービスが必要と考えます。また、令和6年度から終活相談窓口を設置しまして、様々な相談を受ける中で権利擁護に関するニーズを把握し、利用に至る前のサービスの拡充や新たなサービスの実施につなげていく必要があると考えます。

現状や課題を受けて、関係する施策について、次期計画に盛り込んでいきたいと思えます。説明は以上です。

副部会長 ありがとうございます。以上の説明について、ご意見やご質問はありますか。

(なし)

副部会長 では、私からよろしいですか。結果速報を見て、練馬区がここ数年でどういう状況になっていくのかということが数字で出てくると、まさに今、高齢者支援策、ひとり親家庭支援策というのが、待ったなしの状態になっているというのがよくわかります。とりわけ、スピード感が必要になってくると思うのですが、練馬区ではどのように考えられているのでしょうか。

事務局 区では、周知の必要性や担い手の確保、また、成年後見制度の利用前の方に対する支援などを課題として考えています。それらについて計画を立てて進めていくところです。まずは、来年度、終活相談窓口を設置しまして、そこでどのようなニーズあるかなどを把握し、新しい事業に反映させていきたいと考えています。

福祉部管理課長 今回の課題案は、最終的にはこの部会としての案でまとめさせていただきます。内容としては、特に2の現状と課題でお示した区民ニーズ調査から読み取れることを中心にやっていくべきことをまとめさせていただいております。この場で委員の皆様からご意見をいただいて、課題案の中に盛り込んでいきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

副部会長 ありがとうございます。やはり、制度を利用しなければならない状況になったときに動き出すのでは遅いと思えます。必要となる前に理解を進めていただくことが重要だと思っておりますので、ぜひご検討いただければと思えます。

他に、ご質問等ありますか。

委員 先ほど、より早く元気なうちに制度の理解や周知するという話がありましたが、

特に高齢の方が必要になることが多いと想定されると思います。権利擁護センターとしても、成年後見制度の周知や終活に関する相談をお受けしながら幅広く対応していくところですが、地域包括支援センターでも高齢者支援が日常的にある中で、その理解を広げて関わっていくことが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

高齢者支援課長 現在、第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて進んでいるところです。そこで課題として、高齢者人口、中でも、ひとり暮らし高齢者が増えることが大きな課題として捉えています。その中で、高齢者の中核的な相談機関である地域包括支援センターについても、さらに体制を強化していく必要があると捉え、日常生活圏域をこれまでの4圏域から地域包括支援センターに合わせた27圏域に見直すところが第9期計画における大きな変更点になります。それに合わせ、地域包括支援センターの相談支援体制の強化として、4月から地域包括支援センター職員を各1名増員するという体制強化も図る予定です。特に、今回増員する1名は、地域包括支援センターから地域に出向いて、支援が必要な人を地域で活動する団体につないだり、元気な高齢者を活動の担い手としてつないだりというコーディネートをする職員を配置する予定です。このように体制を強化し、権利擁護についてもさらに周知を進めていきたいと考えています。

委員 地域包括支援センターには権利擁護の機能がありますので、体制が整っていく中でより充実していただけると良いと思います。

副部会長 今のお話で、日常生活圏域1つひとつに1名増員で合計29人増やすということでしょうか。

高齢者支援課長 今回の見直しの日常生活圏域について、まず、国の介護保険法に基づく生活支援体制整備事業という日常生活圏域を単位としてコーディネーターが活動するというものがございます。今までは、社会福祉協議会にコーディネーターの業務をお願いして区全体で2名体制で活動してきたところです。それを日常生活圏域27の地区単位に1名配置して27名体制となります。また、それを取りまとめる区職員も必要ということで、第一層のコーディネーターとして区職員を2名配置し、その下に第二層の生活支援コーディネーター27名を配置して活動する準備を進めています。

副部会長 それだけ人数が増えるということは、きめ細かな体制になっていくということで、社会福祉協議会と行政がどう役割分担するかということもあるかと思いますが、練馬区の人口規模でいくと、それぞれが力を発揮しないと、とてもではないけれども対応できる数ではないと思いますので、ぜひ力を合わせて頑張りたいと思います。

委員 現在は、そのようにコーディネーターが各圏域で活動していますが、結局、高齢者に直接向き合うのはケアマネジャーだと思います。ケアマネジャーの仕事がどんどん増えてきて、それまであまり関係なかった地域のことまでしなくてはいけないとか、例えば先日テレビで、福祉避難所に行くのもケアマネジャーがプランを立てなければいけないのを見て、物理的にケアマネジャーに負担がかかり過ぎてしまうと思います。そうすると、疲弊してしまってケアマネジャーという立場を活かせないということもあるように思います。例えばケアマネジャーに何か手当を付けるとか、あるいは、疲弊したときのケアというのを考えておかないといけないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

高齢者支援課長 今おっしゃっていただいたように、ケアマネジャーの役割というのは非常に重要であると思っています。新聞報道等でもありますように、介護業界の人材不足

は本当に深刻と言われているところです。来年度から区では、ケアマネジャーの資格を取得するための助成事業を開始して少しでもケアマネジャーを目指す方の手助けになればと考えています。また、事務的な負担の部分として、例えばケアマネジャーと訪問サービス事業所やデイサービス事業所との間での書類のやり取りが日常的にかなり多く発生するところがあります。国でも、ICTを活用した事務の負担軽減について検討を進めており、ケアマネジャー側と訪問サービス側に同じシステムを導入することで、紙によるやり取りをなくして効率化するという取組みが始まっているところですので、そういった周知などもしながら、効率化を進めていく必要があると考えています。

福祉部管理課長 先ほど個別避難計画のお話があったかと思いますが、そちらにつきましても、1件当たり5,500円の委託料をお支払いして実施していただくというものになっています。また、ケアマネジャーが災害時に行う利用者の安否確認について、個別避難計画で作成するというのもシステム化の一つと考えております。

副部会長 ありがとうございます。介護保険と後見制度は両輪とよく言われますけれども、後見人とケアマネジャーが良いタッグを組むことでかなりQOLが上がります。ただ、ケアマネジャーにも、非常に頑張ってくださいの方と最低限で動かれる方がそれぞれいて、そのばらばら感というのは、ケアマネジャーに潜在している負担感という部分に影響を受けているように感じます。今おっしゃっていた書面のやり取りについても、日常的に非常に多くの書類が集まっているというのが容易に想像できますし、ICTが進んでいくことでケアマネジャーが本来やらなければいけないご本人に寄り添うという部分がより充実してくると思います。区で先行してさらに進めていただけるとありがたいです。

委員 私どものNPOは、法人として現在、任意後見を3件受任していて、それぞれ2名から3名の担当者がいます。今は手一杯のところですが、一旦引き受けたからには途中でNPOが立ち行かなくなったということにはできないので、メンバーのモチベーションも保ちながらやっていかなければいけないと思っています。NPOとしても、様々なところで会員や事務局メンバーの募集を声を大にして言っているのですが、お仕事をされている方だと平日の昼間に動くことが難しいという状況です。若い方やお仕事をされている方でも、何かしらの形で参加できるような仕組みはないかと思っており、そういったことに人材支援などを考えていただけるとありがたいと思っています。

アンケート結果を見ると、「家族が支援をしてくれるから成年後見制度の利用は考えていない」という回答が多かったように思うのですが、本当にその家族が支援してくれるのだろうかという、もしかすると、そう思っている側と託されるかもしれない側とのギャップがあるのではないかなと思います。もし、家族が見てくれるから大丈夫とっていらっしゃるのであれば、それを実際にご家族に相談をしていますか、とそういったところを、啓発していくと良いのではないかというのを感じました。お一人の方、高齢でお二人だけの方、お子さんがいない方、身寄りのない方も増えているので、そういう方はどうしても制度を利用しないといけませんから、周りの支援者が後見制度や支援制度についてある程度知識がないといけませんから、ご家族にも後見制度などについてアピールして、ご家族で支援ができない場合はこういう制度がありますよとか、無理なく使えますよとか、そういったところもアピールしていくのは大事ではないかと思いました。

福祉部管理課長 団体支援については、どのような形が良いか考えていきたいと思いま

す。また、家族の支援に対するギャップへのご意見はおっしゃるとおりだと思います。家族間での相談や話し合いを促す意味でも、終活などの普及啓発が必要と考えます。家族への働きかけについて、何らかの形で計画でも考えていきたいと思っています。

委員 先ほどの家族からの支援について、私どもは電話相談受けている中で、家族側からのご相談を受けることがありまして、割と身近に感じております。家族間で話し合いができるような促し方を終活フェスタでできれば良いと思いますが、終活フェスタというと、支援を受ける方の注目が強いので、家族間でお話ができているかということ電話相談の中でアドバイスしています。終活フェスタでも、そういった方向に広がっていくことを期待しています。

副部会長 現在東京都が、法人後見を担う団体を増やそうと研修を行っています。私ども専門職からすると、担い手不足の問題はかなり切迫しています。ここで市民後見人や法人後見といった担い手をしっかり育てていかないと立ち行かなくなるのは目に見えているので、行政には緊迫感を持って検討いただきたいと思っています。家族間の問題も、世代間ギャップや認識の違いもあって、後見制度のリテラシー的な部分も差があると思うので、家族支援というの、地域共生社会でしっかりと手当していかなければいけないと思いました。

委員 私共の団体は会員の高齢化がかなり進んでおりまして、8050ではなく9060になってきています。家族も高齢で兄弟もいないとなると、どのように権利擁護していくのかというのは非常に大きな課題だと思っています。後見制度を利用するにしても、後見人一人の判断で何でも決められてしまうのではないかという不安はすごくあると思いますので、チーム支援のような形で支援していただけるとありがたいと思っています。

委員 同じように、こちらの団体も高齢化が進んでおりまして、8050から9060というようになっていく中で、特に認知の問題が絡んでくると、どうしたら自分と家族の生活を維持していくことができるのかという心配が今後発生してくることを想定して、会としても検討していかなければならないと思っていますので、そこも含めて対応してもらえればと思います。

副部会長 ちょうど今、第二期利用促進基本計画を受けて法改正の検討をしている学者を中心とした「あり方研究会」が報告書を2年かけてまとめて、ここから法制審議会が始まり、法改正の議論が2年ぐらいで形になっていくというところです。こういった制度が好ましいかということが、当事者団体の方の意見も含めて形になりつつありますので、そちらも見据えながら皆さんと情報共有していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、続いて4番「令和6年度権利擁護支援事業拡大について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料3をご覧ください。令和6年度から開始する権利擁護事業についてご説明いたします。

1点目は、終活関連事業の実施です。練馬区社協の権利擁護センターに終活相談窓口を設置し、関係機関・団体と連携しながら、終活に関する幅広い相談を受け付ける事業を開始します。事業の概要としては、終活の始め方やお墓、相続のことなど、様々な相談に対して関係機関やサービスの情報提供や専門職の相談会を予定しております。そして、相談

内容から権利擁護のニーズを把握して、既存事業の見直しや新しい事業を検討していくことなどを考えています。

続いて、エンディングノート活用支援事業についてです。区内の終活支援団体との協働により、エンディングノートを作成し配布していく予定となっています。事業の概要については、1点目にエンディングノートの編集です。こちらは、ノートの発行に向けて練馬区の情報を盛り込んだ編集を行っていきたいと思います。これまで終活の普及啓発に取り組んでこられた団体の皆様のご意見を取り入れながら作っていきたいと思います。2点目で、記入支援セミナーの実施です。ノートをもらただけでどう書いたら良かわからないという声もありますので、有効に活用していただけるようにセミナーを年4回実施していければと考えております。3点目で、ノートの記入を支援する指導員の方の育成です。育成を目的とした研修や講座などの開催を行いたいと考えております。最後に、令和6年度の予算額を記載しています。こちらは、いずれも準備でき次第、開始する予定です。

続いて、成年後見制度利用支援事業の拡大についてです。充実事業の1点目として申立経費の助成対象および要件の拡大、充実の2点目として報酬費用助成の拡大を予定しています。事業概要にありますように、申立経費の助成については、現在、区長申立のみ対象としているものを、見直し後は、本人申立や親族申立についても助成の対象にしていきます。助成の要件としては、生活保護受給者のみとしていたものを、住民税非課税かつ預貯金額50万円以下まで対象を広げます。助成額は、申立に当たり負担した金額ということで、申立及び登記手数料、郵送料、診断書作成料、鑑定費用が対象となります。

2点目で、報酬費用の助成についてです。こちらは、現在、成年後見人、保佐人、補助人を対象としていたところを、見直し後は、後見監督人、補佐監督人、補助監督人への報酬についても助成していく予定です。要件と助成額については現行どおりとなっています。こちらについても、第二期利用促進基本計画においてこのような助成制度が期待されているということで、区で検討を行い、令和6年度から開始を予定しています。こちらは、4月1日からの申請を受付開始することで予定しております。

権利擁護事業の拡大については以上になりまして、続いて、こちらの資料にはございませんが口頭でご報告です。以前、こちらの部会でもご意見をいただきました送付先設定のワンストップの件です。こちらは令和6年4月の開始に向けて、現在、調整しているところです。オンラインでの申請を基本として、オンラインが難しい場合は紙による申請も可ということにしています。送付先が設定できる事業については、健康保険、介護保険、税関係、また、身体・知的・精神障害者のサービスに関すること、がん検診などの送付先についても取り入れていくよう最終調整をしているところでございます。ホームページなどで周知していく予定ですので、よろしくお願いいたします。

副部長 ありがとうございます。これはちなみに生活保護に関してはいかがですか。

事務局 生活保護に関する書類は現在のところ、対象外の予定です。

副部長 生保も毎月送られてくる資料があるので、ぜひご検討していただければと思います。

今の説明に関してご質問やご意見ありますか。

委員 エンディングノート活用事業は、どこが管轄になるのでしょうか。

事務局 管轄は、地域福祉係です。



委員 エンディングノートの配布ですが、どのような方を対象に配布するのでしょうか。  
事務局 現時点では対象を決めずに配布することを考えています。区役所や地域包括支援センターなどに置く予定です。

委員 いつ頃できあがる予定ですか。

福祉部管理課長 今のところ、10月頃には完成できればと思っています。エンディングノートの編集については、終活支援団体の方にお手伝いいただきたいと思っています。印刷、製本については、エンディングノートに広告を載せるということで、印刷会社に賄っていただくことで考えているので、冊数も多く、幅広くお配りできるのではないかと考えています。そのため、窓口についてもなるべく幅広くノートを置かせていただくということで進めていければ良いと思っています。

委員 終活関連事業の参考のところ、その他関連事業で、見守り支援や入院入所保証、死後事務委任等を他の社協さんでやっているようですが、どういった制度でしょうか。

事務局 こちらに書いてある入院入所保証というのは、預託金を預けておいて、何か起きたときに、その保障を社協が行うという事業です。この預託金がそれなりの金額になってしまうので、利用したいと思っても契約に至らないというケースが多いところがあるところになっていて、制度設計が難しいという状況ではあります。

副部長 終活相談の中心となるのが練馬区社会福祉協議会ということで、こちらは、具体的な想定されていますか。

事務局 まだ詰め切れていないというのが現状のところ、先日、地域福祉係と豊島区民社協に視察に行かせていただいて取組み等を伺ったところです。他の事例も参考にしながら準備していきたいと思っています。

副部長 現場にいますと、終活の要望はすごく増えてきていて、後見制度よりとにかく死後事務を引き受けてもらえないかという要望もありますので、先ほど管理課長もおっしゃったように、これがきっかけになるというのは非常に大事なことだと思います。社協がきちんと広い範囲で説明をしてくれることで、選択肢が様々あるという認識が広まり、そういった二次効果も期待できると思いました。

他に、ご意見やご質問はいかがですか。

(なし)

副部長 では、先ほどの送付先の件に関して、もう少しお聞きします。オンラインでできるということで、システムを使うことになると思うのですが、システムは結構お金がかかるというイメージがあるのですが、具体的なオンラインのシステムというのは既存のものを使うのでしょうか。

事務局 ログフォームという汎用ツールを使用して申請をしていただくのを想定していて、区のホームページから、利用登録なども不要で申請に進めるようにしていく予定です。画面に入ってくださいと、お名前やご住所などを携帯電話などからでも打ち込めるようなフォームになっています。あとは、本人確認書類などの写真を撮ってフォームに添付していただくという予定です。

副部長 東京都などで行っている電子申請のようなものなのでしょうか。

事務局 はい。そのような電子申請と同じように手続きできます。

副部長 電子的な証明書や電子証明がなくても、本人確認書類を添付すると申請でき

るということですか。

事務局 はい。

副部会長 ありがとうございます。これは後見業務をやっている側にとってはセンセーショナルな取り組みだと思います。

他に、何かご意見等はいかがでしょう。

(なし)

では、続いて5番「次回日程」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 次回日程は令和6年6月中旬頃に予定していますので、決定しましたらご案内いたしますのでよろしく申し上げます。

副部会長 予定していた案件は終了となりますが、最後に全体をとおしてご意見やご質問がある方はいらっしゃいますか。

(なし)

副部会長 以前お話ししました報酬助成申請方法の検討はいかがでしょう。

事務局 今回の助成対象拡大と併せて、申請と請求が一度でできるような様式に変更する予定です。4月から運用開始となるように勧めています。

副部会長 ありがとうございます。他にご意見等がなければ、これで終了させていただきます。本日はありがとうございました。